

## ～相談事例～

こんな時、どうするの？ 1 施工ミスで発生したがれきの処分  
2 袋麺の処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

### (照会 1) 施工ミスで発生したがれきの処分

当社がハウスメーカーから住宅の基礎工事を受注しましたが、施工ミスで基礎を撤去しやり直すことになりました。この場合、撤去するがれきの排出事業者は誰になりますか。建設工事については、請負形態が複雑になるため元請業者が排出事業者になると定められていたと思いますが、この場合もハウスメーカーが排出事業者になりますか。ちなみに、ハウスメーカーは施工ミスしたことはまだ知らない状況です。できれば、自社が排出事業者として処分できればいいのですが、いかがですか。

### (回答 1)

確かに、廃棄物処理法第 21 条の 3 に、建設工事にともない生ずる廃棄物の処理に関する例外が定められ、数次の請負によって行われる場合は元請業者を事業者とすると定められております。この条文をそのまま適用すればがれきの排出事業者はハウスメーカーになると思います。しかしながら、今回の場合、発生するがれきはそもそも住宅を建設する過程で発生することは想定されていない物です。従って、一連の住宅建設工事から切り離して整理することもできるのではないかと思います。今回のケースは行政により判断が分かれることも予想される微妙な案件だと思えます。許可権者の裁量で、どちらともとれる案件ではないかと思います。当協会は許可権者ではありませんので、これでいいとは言えません。一連の住宅工事と切り離して整理できないか許可権者である県又は宇都宮市に確認してください。

### (照会 2) 袋麺の処分

食料品を販売していますが、賞味期限切れの袋麺やカップ麺の処理の委託を考えています。袋麺等処理をお願いしようとする会社から期限切れの袋麺の品目を汚泥で委託契約するといわれました。汚泥で問題ないですか。スープなどは泥状を呈したものもありますが、ほとんどが乾燥した麺とプラスチックだと思えますが、品目は何に該当するのか教えてください。

### (回答 2)

袋麺やカップ麺は、まれに紙製の容器もありますが、ほとんどがプラスチック類で包装され、乾燥麺、スープ（粉末、ペースト状、液体）、乾燥かやく、水分を含んだかやく、調味料、調味油が含まれます。これを細かく分ければ、廃プラスチック類（包装容器、調味料や調味料油、かやくなどを包装したもの）、廃酸か廃アルカリ（液体状の調味料）、汚泥（粉末やペースト状の調味料）、動植物性残さ（乾燥麺）、紙くず（紙製容器）に分けられます。ここで、廃プラスチック類、廃酸、廃アルカリは業種にかかわらず産業廃棄物に該当しますが、動植物性残さと紙くずは産業廃棄物に該当する業種には当たらず、一般廃棄物になります。袋麺のほとんどを占める乾燥麺が一般廃棄物とすれば、一般廃棄物の処理業の許可がないと処理できません。そこで、汚泥には濃度の決めはないことから、乾燥した麺を汚泥としているのではないかと思います。この解釈が良いか悪いかは別として、委託先がどのように処分するのかきちんと確認することのほうが大切ではないかと思います。汚泥単独と言うよりは、少なくとも廃プラスチック類も加えたほうが良いと思います。処分先が焼却処理するのであれば、そのまま焼却するのでしょうか、その時には、汚泥の他に廃プラスチック類の許可があるか確認したほうが良いと思います。廃プラスチック類の許可がない焼却炉での焼却はお勧めできません。